

平成30年4月から

# 国民健康保険制度 が変わります



市町村単位の国民健康保険（国保）運営は  
困難な状況となっています。



©京都府 まゆまる 2956026

- 年齢構成が高く、一人当たりの医療費が高い
- 無職の方が多く、所得に占める保険料（税）の比率が高い 等

## 京都府も市町村とともに国保の運営を担います

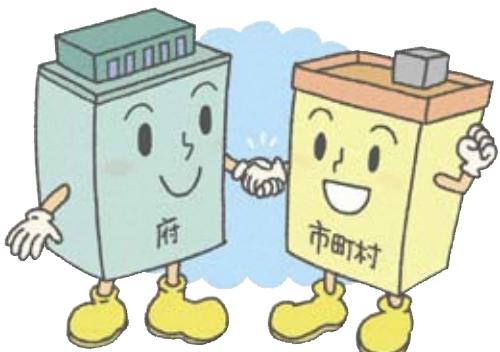
制度  
見直しの  
内容

- 財政基盤の強化のため、国からの財政支援が拡充（全国で毎年3,400億円）されます。
- 府は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町村は引き続き、資格確認や保険料（税）の決定、収納、保健事業などを担いますので、**申請や各種届出先は、これまでどおり、お住まいの市町村で変わりません。**

## 制度運営のポイント

京都府は市町村とともに

- より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進します。
- 被保険者の健康の維持・増進対策を促進していきます。



- 市町村**は、被保険者の健康づくりのため、特定健診・特定保健指導の実施率向上や生活習慣病予防の推進などを行っていきます。
- 府**は、市町村が効果的、効率的な保健事業を推進できるよう、きょうと健康長寿・未病改善センター事業等によるデータ分析を通して市町村支援を行います。

# 国保改革による 被保険者の皆様に直接関係する事項



## 被保険者証の様式の変更

一斉更新時期前に新たな様式で市町村から被保険者証が交付されます。

※現在お持ちの被保険者証は、有効期限までお使いいただくことができます。

## 高額療養費の多数回該当が京都府単位で通算されます！

平成30年4月からは、府内のほかの市町村へ転居した場合でも資格は継続します（被保険者証は転居後の市町村で改めて交付します）。

これに伴い、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、府内のほかの市町村への転居で、**転居後も同じ世帯であることが認められたときは**、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることになります。

〔例〕	6月	7月	8月	府内で転居した場合				
	これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
平成30年4月から		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

## 届出や保険料(税)の納付などはこれまでどおりです！

財政運営のしくみは大きく変わりますが、みんなの医療の受け方は変わりません。保険料（税）のお支払いや、各種申請、届出なども、これまでどおりお住まいの市町村の担当窓口でできます。



国保に関するお問い合わせは、平成30年4月以降も  
引き続きお住まいの市町村の担当窓口にお願いします！

### お問い合わせ先

- 国保の加入・脱退（被保険者証の発行等）、保険料、保険給付等に関するこ

京都市 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 電話 075-213-5861

- 国保制度の変更についての一般的な事柄に関するこ

京都府 健康福祉部 医療保険政策課 電話 075-414-4627

◎制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。



ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版

KHT14700-1585117

R24